

高知くらしの護身術

200

未成年者の契約

取り消し可能な場合も

(2011年 3月 8日掲載原稿)

4月から、入学や就職などで県外で一人暮らしを始める人も多いと思います。特に親元で暮らしていた未成年者は社会的な経験が少なく、利害を判断する知識や能力も十分とはいえません。こうした未成年者を保護するため民法では、「未成年者が両親や法定代理人の同意を得ないでした法律行為は取り消すことができる」と定めています。

最近ではインターネットを利用した悪質商法のターゲットになるケースが多くなっています。未成年者の錯誤や誤認によって契約した場合は契約の無効を主張することもでき、親権者の同意のない契約は取り消すことができます。

契約を取り消すと、その契約は初めからなかったことになり、支払ったお金を返してもらうことができます。契約の取り消しは両親や法定代理人、または当事者のどちらでもできます。

ただし、未成年者がした契約であっても、親の同意を得ている、成年に達しているなどと偽って契約した△小遣いの範囲内の金額である△未成年の時に契約したが成年になっても支払いを続けていた△両親が代金を支払ったり、商品を請求した△結婚している一などの場合は取り消すことができません。注意してください。

アダルトサイトなどインターネットの利用に関する相談は当事者からではなく、両親からが圧倒的に多いのが現状です。このようなトラブルに遭わないために、お金の使い方を日頃から家族で話し合うことが大切です。

もしトラブルに遭った場合には一人で悩まず、まずは相談をしてください。